

令和6年（2024年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和6年9月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年9月3日（火）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

遅刻議員

6番 東 篤 布

早退議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

8番 樋 口 泰 生	10番 瀧 本 攻
------------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

本日は開会に先立ちまして、少しお時間をいただきたいと思います。

本年7月29日に開催されました三重県町村議会議長会第76回定期総会におきまして、町村議会議員、満13年以上の在職者として、紀北町議会から太田哲生議員、樋口泰生議員、奥村仁議員、東篤布議員に対する表彰が行われました。

本日ここに、皆様の時間をいただきながら、表彰式の伝達式を行いたいと思いますので、先ほど名前を呼ばれた方は前のほうへお願いいたします。

表彰状。

紀北町、太田哲生様。

あなたは多年、議会議員として地方自治の振興に尽くされ、そのご功績は誠に顕著であります。

よって、ここに記念品を贈り、表彰いたします。

令和6年7月29日、三重県町村議会議長会会長、寺本清春。

おめでとうございます。

(拍手)

(表彰状伝達)

入江康仁議長

表彰状。

紀北町、樋口泰生様。

以下同文でございます。どうもおめでとうございます。

(拍手)

(表彰状伝達)

入江康仁議長

表彰状。

紀北町、奥村仁様。

以下同文でございます。どうもおめでとうございます。

(拍手)

(表彰状伝達)

入江康仁議長

また、東篤布議員に対しては、遅刻とのことでありますので、後で事務局からお渡しさせていただきます。

以上で表彰式の伝達式を終了いたします。

それでは、ただいまから令和6年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

また、6番、東篤布議員から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和6年9月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、9月3日、火曜日、9時30分、本会議。開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、9月4日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月5日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月6日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、9月7日、土曜日、休会、休日。

第6日、9月8日、日曜日、休会、休日。

第7日、9月9日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、9月10日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、9月11日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、9月12日、木曜日、休会。予備日。

第11日、9月13日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和6年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月3日、火曜日、9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第6 議案第49号	紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第7 議案第50号	三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
第8 議案第51号	紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第9 議案第52号	紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第10 議案第53号	令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
第11 議案第54号	令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第12 議案第55号	令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第13 議案第56号	令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
第14 議案第57号	令和5年度紀北町水道事業会計利益の処分について
第15 認定第1号	令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
第16 認定第2号	令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第17 認定第3号	令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第18 認定第4号	令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
第19 認定第5号	令和5年度紀北町水道事業会計決算認定について
第20 報告第6号	令和5年度健全化判断比率の報告について

第21 報告第7号 令和5年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 樋口泰生議員

10番 瀧本 攻議員

のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月3日から9月13日までの11日間といたしたいと思いますが、
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月3日から9月13日までの11日間とすることに決定いたしました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 8 月 26 日に議会運営委員会が開催され、9 月議会定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され受理した案件は、人事案件が 2 件、補正予算等の一般議案が 8 件、認定案件が 5 件、報告案件が 2 件の計 17 件となっております。

また、陳情 2 件と、要望 1 件については、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申合せにより、決算特別委員会を設置して、審査することになっております。

議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は 6 名とし、構成については、総務産業常任委員会から 3 名、教育民生常任委員会から 3 名を選出していただきます。

なお、議案については、本日の本会議において追加議案として提出したいと思っておりますので、各常任委員会において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願いを申し上げます。

次に、一般質問についてであります。8 月 20 日から 26 日までの提出期間内に、9 人の議員から報告書が提出されました。日程については、10 日火曜日に 5 人、11 日水曜日に 4 人ということで 2 日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和 6 年度 5 月から 7 月分及び普通会計の令和 5 年度 5 月分について同条第 3 項の規定により、監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。東紀州環境施設組合議会が 9 月 27 日金曜日午前 10 時から、紀北消防組合議会が 10 月 3 日木曜日午前 10 時から、それぞれ開催の予定であ

ります。組合議会議員におきましては、出席をくださるようお願いを申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、報告をいたします。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの会議はクールビズを実施することにいたしております。ただし、本会議については、上着・ネクタイを着装することといたします。常任委員会や全員協議会等の会議においてはクールビズを実施いたします。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。

また、議員バッジについては、本会議はつけることとし、その他委員会等では義務づけないことといたします。

最後に、常任委員会の開催についてであります。9月4日と5日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については委員長において調整を行っていただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、4件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、令和6年度固定資産税の課税に関する誤りについてでございます。

このたび、令和6年度の固定資産税に関し誤った課税を行い、多くの皆様方にご迷惑をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げます。

令和6年度の固定資産税の課税算定において、前年度の評価額を基に計算を行ってしまったことが判明いたしました。誤った課税の対象となる方は3,641人、過大に課税した税額は161万2,100円であります。この誤りにより多くの皆様方にご迷惑をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。

誤りに気づいた後、直ちに正確な評価額に基づいた課税額の再算定作業を行い、課税修正の対象となる方へ、8月23日に郵送でおわびと正しい課税通知書などを送付させていただいたところでございます。今後このような問題が発生しないよう、これまで以上に確認作業の徹底を行い、再発防止に全力で取り組んでまいります。

改めまして、多くの皆様方に多大な迷惑をおかけしたことにおわびを申し上げ、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。申し訳ございませんでした。

続きまして、台風第10号による被害状況についてであります。

8月31日にかけて来襲いたしました台風第10号における人的被害、浸水被害は幸いにもございませんでした。現在把握いたしております物的被害につきましては、馬瀬地区で民家の裏山から土砂の流出がございましたが、翌日応急対応をいたしております。また、道路につきましては冠水や雨量規制等により通行止めを行いました。

避難所は午後1時に8か所を開設し、紀伊長島地区で5名の方の避難がございました。これから本格的な台風シーズンとなりますので、引き続き町民の皆様の生命と財産を守るため、自主防災会、消防団・消防、行政機関などとの連携を密にし、防災・減災に努めてまいります。

続きまして、令和6年度紀北町防災訓練の実施日の変更についてであります。

例年9月の第1日曜日に実施しておりました防災訓練につきましては、昨今の気候変動による猛暑により、参加される町民の皆様の体調不良が懸念されることから、自主防災会連絡協議会と協議した結果、今年は10月6日の日曜日に実施することといたしました。

訓練内容といたしましては、南海トラフ地震とそれに伴う大津波が発生したという想定の下実施し、各自主防災会において、その想定を踏まえ高台への避難訓練を重点的に行っていただきます。

なお、各自主防災会では、避難訓練に引き続き、それぞれの地域に合わせた各訓練を実施していただく予定でございます。

今後も、町民一人一人の防災意識の向上を図るとともに、自主防災会、消防・行政機関などとの連携強化に努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、寄附金についてでございます。

本年7月に尾鷲市の紀北信用金庫様より、熊野古道の保全に資する活動資金として30万円をご寄附いただきました。

紀北信用金庫様には、地域における高齢者等見守りに関する協定により、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、見守り活動を行っていただき、高齢者施策の一翼を担っていただいております。心より感謝を申し上げますとともに、ご寄附の趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上4件をご報告いたしまして、9月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

日程第5並びに日程第6

入江康仁議長

お諮りいたします。

日程第5 諮問第1号並びに日程第6 議案第49号の2件については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 諮問第1号並びに日程第6 議案第49号の2件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りします。

人事案件2件については、提案者から提案理由の説明を求めるため一括議題といたしたい

と思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件２件については一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります、人権擁護委員の服部峰穂氏が、本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として長島996番地、武岡芳樹氏を候補者に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

服部峰穂氏におかれましては、平成28年１月に人権擁護委員に就任され、同委員として長年にわたり多大なご尽力を賜ってきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の武岡芳樹氏におかれましても、行政関係に精通し、人格識見に優れ、人権について理解と熱意を持って積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

議案第49号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります、紀北町教育委員会委員の東長島287番地の４、佐野満智氏が、本年12月９日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、令和２年12月から教育委員会委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

人事案件は以上２件であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、日程第５ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第49号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

入江康仁議長

ここで、諮問案件に対して議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩といたします。

（午前 9時 54分）

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 9時 57分）

入江康仁議長

これより討論、採決に入ります。

それでは、日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第49号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第49号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7～日程第19

入江康仁議長

お諮りいたします。

日程第7 議案第50号から日程第19 認定第5号までの13件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第19までの13件については、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由及び認定案件についてご説明を申し上げます。

議案第50号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであ

ります。

議案第53号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,426万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,325万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額を変更せず、歳入では繰越金を1,817万4,000円増額することから、県支出金と繰入金と減額する組替え補正と、歳出では財源更正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,047万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,910万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,289万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,470万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 令和5年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の一部を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和5年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の令和5年度の決算であります。認定第1号から認定第4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

以上、8件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第50号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第50号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてご説明させていただきます。

議案書5ページをご覧ください。

議案第50号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年三重県指令政策第17－868号）の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることに関し、関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて協議する必要性が生じたためであります。

このたびの協議についてでございますが、後期高齢者医療保険の被保険者証が令和6年12月2日以降、新規での発行がされなくなり、マイナンバーカードを被保険者証として利用することになりますが、マイナンバーカードを作成していない方やマイナンバーカードに被保険者証登録をしていない方には資格確認書が交付されることとなります。このことに伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約において規定する用語の変更となります。

6ページをお願いします。

6ページは改正文でございます。

7ページをお願いします。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

4行目、被保険者証及び資格証明書の引渡し及び5行目、被保険者証及び資格証明書の返還の受付の下線部分につきまして、それぞれ資格確認書等に改正するものでございます。

6ページの改正文にお戻りください。

附則のとおり、令和6年12月2日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第51号についての内容説明を求めます。

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

それでは、議案第51号についてご説明させていただきます。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第51号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

国において、次元の異なる少子化対策の実現に向け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所や家庭的保育事業等における満3歳児以上の児童に対する保育士、保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、町の所管となる家庭的保育事業等に係る保育士等の配置基準の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

10ページをお願いします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

これまで満3歳以上満4歳に満たない児童に対する保育士等の基準が、児童おおむね20人につき1人であったところを、おおむね15人につき1人に、また満4歳以上の児童に対して

は、おおむね30人につき1人であったところを、おおむね25人につき1人に改めるものであります。

家庭的保育事業等は認可定員や職員資格、設置場所等により事業類型が分かれており、第29条は小規模保育事業A型、第31条は小規模保育事業B型、第44条は保育所型事業所内保育事業所、11ページの第47条は小規模型事業所内保育事業所に対するものとなります。

なお、現在のところ、町内においては対象となる事業所がないため影響はありません。

ここで、恐れ入りますが9ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

入江康仁議長

次に議案第52号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第52号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

議案第52号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

このたびの改正でございますが、国民健康保険被保険者証が令和6年12月2日以降、新規での発行がされなくなり、マイナンバーカードを被保険者証として利用することになります。マイナンバーカードを作成していない方やマイナンバーカードに被保険者証登録をしていない方には資格確認書が発行されます。このことに伴い関連する用語の改正及び急患等により被保険者に係る保険料の納付について、徴収猶予期間を定めた文を加えたものでございます。

14ページをお願いします。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

7行目、「3か月」の次に「ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年」を加えるとともに、2行目、「町長は」の次に読点を加えたものでございます。

続きまして、第41条の下線部分 第9項から第5項への改正につきましては、国民健康保険法第9項では、資格を喪失したときは被保険者証又は被保険者資格証明書の返還についての内容が記載されており、国民健康保険法第5項では被保険者証の廃止に伴う内容になっております。

また、同条「若しくは」から始まる下線部分につきましても被保険者証が廃止されることに伴う改正でございます。

13ページの改正文にお戻りください。

附則第1項のとおり、令和6年12月2日から施行するもので、附則第2項、第3項については、経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第53号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第53号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,426万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,325万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させて

いただきます。

6 ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金3,132万8,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税に伴う調整給付分）の支給対象見込額の増額に伴うものでございます。

第2目・民生費補助金89万9,000円の増額は、職員人事管理事業、紀北広域連合運営事業及び三重紀北消防組合負担金に係る児童手当制度の拡充に伴うシステム改修費に対し、子ども・子育て支援事業費補助金が交付されるものでございます。

第15款・県支出金、第2項・県補助金、第3目・衛生費補助金40万円の増額は、地球温暖化対策事業に係る三重県電気自動車等導入費補助金で、電気自動車、燃料電池自動車の購入費用の一部を県からの補助枠の範囲で交付するものでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金3億7,761万8,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れるものでございます。なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億4,169万9,000円となります。

7 ページをご覧ください。

第3目・地域づくり事業基金繰入金82万4,000円の増額は、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業に充当するものでございます。

第2項、第1目ともに特別会計繰入金6,792万1,000円は、後期高齢者医療特別会計繰入金 が療養給付費負担金の精算に伴う5,502万7,000円と、介護サービス事業特別会計繰入金 が、前年度事業の精算に伴い1,289万4,000円を一般会計に繰り入れるものでございます。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金6億5,370万2,000円の増額は、一般会計歳計剰余金の増額で、令和5年度決算に基づく前年度繰越金6億6,370万2,000円のうち当初予算計上分を除いたものでございます。

8 ページをご覧ください。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入1,680万7,000円の増額は、予防接種事業に係る新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費助成金で、国の新型コロナワクチン接種費用の見直しに伴い助成されるものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

9 ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目一般管理費は71万5,000円を増額するもの

であります。職員人事管理事業は、児童手当制度の拡充に伴い、人事給与システムの改修を行うものでございます。

第5目・財産管理費は3億3,566万円を増額するものであります。基金管理事業は、繰越金の約2分の1の3億3,190万円を財政調整基金に積み立て、地域づくり事業基金で前年度事業の精算等に伴う充当残の376万円を地域づくり事業基金に積み立てるものでございます。

10ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は67万9,000円を増額するものであります。税務一般事務事業は令和6年度固定資産税賦課額の修正に伴い、税額更正者等への通知の送付や振込手数料が必要となったため役務費を計上するものでございます。

第2目・賦課徴収費は3,587万6,000円を増額するものであります。物価高騰対応重点支援給付金事業（定額減税に係る調整給付分）は、調整給付金算定システムによる給付額の算出結果を踏まえ、給付金やそれに伴う消耗品等を補正する必要があるためでございます。

11ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は298万9,000円を増額するものであります。国民健康保険事業特別会計繰出金は、職員給与費及び事務費等の増額に伴う繰出金の増額でございます。

紀北広域連合運営事業は児童手当制度の拡充に伴い、システム改修を行うことに対し、子ども・子育て支援事業費補助金が交付されることによる財源更正でございます。

12ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は1,660万8,000円を増額するものであります。予防接種事業は国の新型コロナワクチン接種費用の見直し等に伴い、予防接種検査委託料を増額するものでございます。

第3目・環境衛生費は80万円を増額するものであります。地球温暖化対策事業は電気自動車等の購入費の一部を補助することにより、電気自動車等の普及促進、温室効果ガス排出量の削減を図るものでございます。

13ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は135万6,000円を増額するものであります。漁業振興対策事業は前年度に予算計上されたアユなどの遡上を容易にするための銚子川湯口堰堤修繕工事が天候等の影響によって実施できなかったことに伴い、

再度予算計上するものでございます。

14ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第3目・観光費は82万4,000円を増額するものでありますが、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業はリバーサイドの浄化槽曝気用ブローの故障による取替工事費でございます。

15ページをご覧ください。

第7款・土木費、第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は302万1,000円を増額するものでありますが、都市計画事務事業は都市計画基礎調査を行うに当たり、委託料を計上するものでございます。

16ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は426万5,000円を減額するものでありますが、三重紀北消防組合負担金は、前年度繰越金や消防車両の修繕、消防本部・尾鷲消防署庁舎移転建設事業に伴う移転候補地現況調査・測量業務委託料などにより、一部事務組合負担金を減額するものでございます。

以上で、議案第53号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第54号及び議案第55号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第54号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、5ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金108万5,000円の減額は、三重県からの特別交付金となります。

内訳としましては、努力支援で65万7,000円、特別調整交付金で17万2,000円、県繰入金で25万6,000円がそれぞれ減額となりますが、各事業の額の確定に伴うものでございます。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金298万9,000円の増額は、当初予算において一般会計から繰入れを行っていなかった、国民健康保険団体連合会の負担金及び会計年度任用職員の報酬等に対する法定内の繰入金となります。

6ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金2,007万8,000円の減額は、前年度繰越金の精算により、財政調整基金への繰入金を減額するものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金1,817万4,000円の増額は、前年度事業費の精算による歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費及び第2目・連合会負担金につきましては財源の更生でございます。

8ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金、第1項・医療給付費分、第1目・医療給付費分につきましては財源の更生でございます。

以上で、議案第54号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第55号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,047万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,910万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6月9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金6,047万1,000円の増額は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金544万4,000円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料負担金の増額分でございます。

8ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金5,502万7,000円の増額は、前年度精算による一般会計への繰出金でございます。

以上で、議案第55号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第56号についての内容説明を求めます。

東雅人老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第56号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,289万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,470万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金1,289万3,000円の増額については、歳計剰余金の1,289万3,000円を増額して計上するものであります。

続きまして、歳出の7ページをお願いします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費の1,000円の減額については、先ほど歳入で説明した歳計剰余金を、後ほど説明します一般会計繰出金に充当するに当たり、調整による減額を行うものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

第5款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金の1,289万4,000円の増額については、令和5年度において一般会計から繰入れをいただいた上で生じた歳計剰余金を、今回、一般会計への繰出金として精算を行うものでございます。

議案第56号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第57号についての内容説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第57号 令和5年度紀北町水道事業会計利益の処分についてご説明させていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第57号 令和5年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金1億1,466万8,282円のう

ち120万円を減債積立金に積み立て、2,157万443円を建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

16ページをお願いいたします。

令和5年度紀北町水道事業会計決算書の抜粋でございます。

4、令和5年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、縦列でご覧ください。

当年度末残高1億1,466万8,282円のうち、議会の議決による処分額といたしましては、2,277万443円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、減債積立金に120万円、建設改良積立金に2,157万443円を積み立てたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、11時まで暫時休憩いたします。

（午前 10時 38分）

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11時 00分）

入江康仁議長

続きまして決算関係であります。まず最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

加藤代表監査委員。

加藤克英監査委員

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

令和５年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の１ページをご覧ください。

第１ 審査の概要

１ 審査の対象

令和５年度紀北町一般会計歳入歳出決算

令和５年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和５年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和５年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

令和５年度紀北町土地開発基金運用状況調書

令和５年度紀北町育英基金運用状況調書

令和５年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

令和５年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

２ 審査の期間

令和６年７月３１日から令和６年８月２１日

３ 審査を実施した監査委員

加藤克英、平野隆久議員でございます。

４ 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

２ページをご覧ください。

第２ 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、25ページの所見を朗読させていただきます。

５ 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などを適法か

つ正確に作成し、収支についても適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は114億800万5,807円であり、前年度に比べ1億8,986万9,830円（1.69ポイント）増額となっている。財源別に見ると、自主財源額は、38億3,533万519円で前年度比16.06ポイントの増加、依存財源額は75億7,267万5,288円で前年度比4.31ポイントの減少となっている。

自主財源額増加の主な要因としては、基金の取崩しの増加により、繰入金が前年度比5億2,354万5,641円（170.79%）増加したことによるものである。なお、ふるさと納税の寄附金額は1億2,114万1,367円で、前年度比3,257万1,633円（21.19%）減少した。これは総務省による令和5年10月の地場産品基準等の見直しによる影響が大きいと思われるが、町としてさらなる魅力ある返礼品の選定を進めることのみならず寄附者の多様なニーズに寄り添った取組を行うとともに、引き続き、紀北町の魅力を発信していけるよう取り組み、町全体の産業振興に資するよう注力されたい。

主たる自主財源の町税では、1,899万3,352円（1.35%）の減額となった。また、収納率も前年度から0.03ポイント減少し、97.37%となっている。紀北町においても少子高齢化による就労人口の減少は続いていくことが予想されることから、今後とも自主財源の確保に努められたい。

一般会計の歳出決算額は106億7,484万5,960円で、前年度より1億408万8,873円（0.98%）増額となった。これは、主に電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金による「価格高騰緊急支援給付金事業」などによるものである。今後とも財政規律に留意しつつ、緊急の必要がある事業のみならず、地域経済の活性化に向けて、紀北町第2次総合計画に基づく事業を積極的かつ計画的に取り組んでいただきたい。

国においては、令和6年7月の月例経済報告において、国内の景気は「このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」としているところではあるが、昨今の状況を見ると、日銀による追加利上げを契機とした円高急伸、日経平均株価の乱高下による証券市場の混乱、アメリカの景気減速の懸念、世界情勢の不安定化によるエネルギー・穀物など資源価格の上昇等によるインフレ状態は続いており、地域経済回復の見通しは非常に不透明となっている。しかしながら、財政の健全性を堅持しつつ、急速に進展する社会変革に対応した紀北町の未来への積極的な投資についても、ちゅうちょすることなく行っていただき、今後ともより一層長期的な展望に立った適切な町政運営を推進していただくことを切にお願いするものである。

続きまして、令和5年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度 紀北町水道事業会計決算

2 審査の期間

令和6年6月25日から令和6年8月21日

3 審査を実施した監査委員

加藤克英、平野隆久議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算書及び決算附属書類は関係法令に基づいて作成されており、会計帳簿及び証拠書類と照合点検したところ計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細につきましては、ご確認いただくこととしまして、3ページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

水道事業会計決算については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書からも業務活動の業績はおおむね良好であると考えられる。

現年度収納率については、99.25%で昨年度より0.09ポイント減少しているが、引き続き高い水準を維持している。今後も納付の利便性を維持し、過年度分も含め収納率の確保に努められたい。

年間有収水量率について、全体では57.3%と昨年度に比べ2.0ポイント増加したものの、県下においていまだに低い状況である。なお、紅ヶ平浄水場は60.5%で昨年度と比べ6.5ポイント増加しており、令和5年度の建設改良工事として、呼崎地区及び山本地区の配水管の布設替えが行われたことが有収水量率の改善につながったと考えられる。

このことから、引き続き年間有収水量率の向上のため、老朽管の布設替えと漏水箇所を早

期に特定するなどの対策を講じられたい。

また、令和6年能登半島地震では最大約14万戸で断水が発生するなど、水道施設に甚大な被害が発生し、水は飲料水のみならず、トイレなどの公衆衛生や医療機関の医療活動の維持のためには必要不可欠であり、水が使えることの重要性・公共性が改めて認識させられるに至った。自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できるよう、計画的に水道施設の耐震化等を行い、災害に強い持続可能なインフラ整備を進められたい。

最後に、水道事業を取り巻く経営環境は、物価上昇やエネルギー価格の高騰、円安、少子高齢化による人口減少などの社会環境の変化の中で、先行きが不透明な状況であり、今後さらに厳しさを増すことが懸念される。こうした経営環境においても、水道事業は住民生活をはじめ、あらゆる分野における極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅速な対応が求められることから、今後とも健全な経営を維持するため、中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適正な財源の確保を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

入江康仁議長

続いて、会計管理者より水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

宮本会計管理者。

宮本忠宜会計管理者

それでは、令和5年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

認定第1号 令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

説明につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入歳出の款の

金額、項以降は主要な事業等とさせていただきますので、お手元の決算説明資料を併せてご参照願います。

それでは、一般会計・歳入から説明させていただきますので、決算書13ページをお願いいたします。

第1款・町税でございます。

町税全体の収入済額は、13億8,904万407円、調定額は、14億2,648万6,520円で、徴収率は97.37%、前年度が97.40%で、0.03%の減となり、このうち現年度分の徴収率は99.05%、滞納繰越分の徴収率は26.89%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は1億2,730万5,000円。

第3款・利子割交付金の収入済額は53万3,000円。

15ページをお願いいたします。

第4款・配当割交付金の収入済額は1,071万円でございます。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1,173万1,000円。

第6款・法人事業税交付金の収入済額は3,533万4,000円。

第7款・地方消費税交付金の収入済額は3億5,960万5,000円。

第8款・環境性能割交付金の収入済額は1,134万2,727円。

第9款・地方特例交付金の収入済額は707万7,000円。

17ページをお願いいたします。

第10款・地方交付税の収入済額は45億7,115万円。

第11款・交通安全対策特別交付金の収入済額は67万2,000円。

第12款・分担金及び負担金の収入済額は3,236万739円で、主な収入は、第2項・負担金、第2目・民生費負担金の私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金等でございます。

第13款・使用料及び手数料の収入済額は、1億8,577万6,669円で、19ページをお願いいたします。主な収入は、第1項・使用料、第5目・商工使用料では、森林公園オートキャンプ場施設使用料、温泉施設使用料等、第6目・土木使用料では、町営住宅使用料等、第7目・教育使用料では、健康増進施設使用料等でございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は、戸籍住民手数料等でございます。

続きまして、第14款・国庫支出金の収入済額は11億7,635万135円で、主な収入は、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金では障害者自立支援給付費負担金、子どものための

教育・保育給付費負担金、児童手当等負担金、国民健康保険基盤安定事業費負担金等、21ページをお願いいたします。第2目・衛生費負担金では予防接種健康被害給付費負担金等でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等、第2目・民生費補助金では、子ども・子育て支援交付金、就学前教育保育施設整備交付金等、第3目・衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等、第4目・農林水産業費補助金では、農山漁村振興交付金、海岸保全施設整備事業費補助金、同じく繰越分、第6目・土木費補助金では、道路メンテナンス事業費補助金等でございます。

23ページをお願いいたします。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金では、国民年金事務委託金等でございます。

続きまして、第15款・県支出金の収入済額は5億3,380万4,426円で、主な収入は、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金では、障害者介護給付費負担金、施設型給付費・地域型保育給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、国民健康保険基盤安定事業費負担金、児童手当等負担金等でございます。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金では、心身障害者医療費補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金、子ども医療費補助金、みえ子ども・子育て応援総合補助金等、25ページをお願いいたします。第3目・衛生費補助金では、健康増進法健康増進事業費補助金等、第4目・農林水産業費補助金では、農林事業費補助金、みえ森と緑の県民税市町交付金、基本枠分、同じく連携枠分、林道改良事業費補助金、同じく繰越分等、第10目は、電源立地地域対策交付金でございます。

27ページをお願いいたします。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金では、県民税徴収取扱委託金、県議会議員選挙執行委託金等、第6目・土木費委託金では、江ノ浦橋管理委託金、海岸清掃委託金等、第7目・消防費委託金は、樋門管理委託金でございます。

続きまして、第16款・財産収入の収入済額は1,702万3,405円で、主な収入は、第1項・財産運用収入の土地の貸付収入、基金運用利息等、第2項・財産売却収入の立木売却収入、物品売却収入等でございます。

29ページをお願いいたします。

第17款・寄附金の収入済額は1億2,124万1,367円で、主な収入は、第1項・寄附金、第1

目・総務費寄附金のふるさと寄附金等で、寄附件数は6,278件でございます。

続きまして、第18款・繰入金の収入済額は12億6,313万1,600円で、第1項・基金繰入金は、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、ふるさと応援基金からの繰入金でございます。

31ページをお願いいたします。

第19款・繰越金の収入済額は、6億4,737万8,890円で、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、第20款・諸収入の収入済額は1億7,937万7,442円で、主な収入は、第1項・延滞加算金及び過料では、町民税や固定資産税などの延滞金、第3項・貸付金元利収入では、奨学資金貸付金返還金及び災害援護資金貸付金返還金、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入では、地域支援事業受託事業収入、老人ホーム入所者受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入では、分収造林受託事業収入等、33ページをお願いいたします。第5項・雑入では、紀北広域連合精算金等でございます。

続きまして、第21款・町債の収入済額は7億2,706万1,000円で、第1目・総務債では、過疎対策事業債でソフト事業等に、第4目・農林水産業債では、合併特例事業債で海岸保全施設整備事業、同じく繰越分に、過疎対策事業債では、林道野又越線修繕事業、林道下曾黒線舗装事業、林道向井牛場線舗装事業、林道野又越線修繕事業繰越分、中山間地域総合整備事業、同じく繰越分に、緊急自然災害防止対策事業債では、県単排水施設整備事業で山本排水機場、相賀排水機場、同じく繰越分で相賀排水機場、山本排水機場分に、第6目・土木債では、過疎対策事業債で、道路橋りょう事業、町道小山里ノ内線道路舗装事業、町道呼崎8号線道路整備事業、町道中道4号線道路整備事業、町道相賀汐見町10号線ほか1路線道路整備事業、町道田ノ谷9号線道路整備事業、町道入江西町線道路舗装事業、町道前山茂原線道路舗装事業、町道生熊線ほか1路線道路舗装事業、町道白浦線道路整備事業に、緊急自然災害防止対策事業債では、町道相賀桧町6号線道路整備事業、準用河川宮前川河川改修事業等に、第7目・消防債では、過疎対策事業債で消火栓新設事業に、緊急自然災害防止対策事業債で排水機場整備事業に、第8目・教育債では、過疎対策事業債で西小学校屋上防水改修事業に充当しております。

第10目は、臨時財政対策債でございます。

35ページをお願いいたします。

以上、歳入合計は、予算現額119億597万5,568円、調定額114億9,099万167円、調定額に対する収入済額が114億800万5,807円となり、第1款・町税、第20款・諸収入を合わせました不納欠損額は629万504円でございます。また、第1款・町税、第2款・分担金及び負担金、

第13款使用料及び手数料、第20款・諸収入を合わせた収入未済額が7,669万3,856円となりました。

続きまして、歳出でございます。

決算書の37ページをお願いいたします。

第1款・議会費の支出済額は9,090万4,537円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議員活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は16億7,939万5,533円で、第1項・総務管理費の主な支出は、第1目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、会計年度任用職員人件費、総合住民情報システム運営事業等、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費の繰越明許費594万6,600円につきましては、総合住民情報システム運営事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

39ページをお願いいたします。

第2目・文書広報費では、文書取扱事業、CATV行政放送事業、一般広報・広聴事業、法令・例規集管理事業、第3目・財政管理費では、財務会計システム運営事業等、第5目・財産管理費では、基金管理事業、庁舎管理事業、町有財産管理事業等でございます。

41ページをお願いいたします。

第6目・企画費では、高度情報化推進事業、ふるさと寄附金（納税）推進事業、地方バス運行対策事業、地域おこし協力隊受け入れ事業、東紀州地域活性化ソフト事業等、第7目・支所及び出張所費では、総合支所の管理経費、会計年度任用職員人件費等、43ページをお願いいたします。第10目・生活安全推進費では、交通安全対策推進事業等、第12目・諸費では、町税過誤納付による歳出還付金等、第13目・地域振興費は、住宅リフォーム支援事業でございます。

第2項・徴税費、第1目税務総務費では、職員人件費や税務一般事務費、45ページをお願いいたします。第2目・賦課徴収費では、町税の賦課徴収の事務に要した経費でございます。

第3項・戸籍住民基本台帳費では、職員及び会計年度任用職員人件費、戸籍電算管理事業等、第3項・戸籍住民基本台帳費の繰越明許費663万3,000円につきましては、戸籍電算管理事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

第4項・選挙費では、職員人件費や県議会議員選挙などの執行に要した経費でございます。47ページをお願いいたします。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は、指定統計調査受託事業に要した経費でござ

います。

続きまして、第3款・民生費の支出済額は、29億7,594万4,919円で、第1項・社会福祉費の主な支出は、第1目・社会福祉総務費では、職員人件費や紀北広域連合運営事業、価格高騰緊急支援給付金事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、物価高騰対応重点支援給付金事業等、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費の繰越明許費7,708万5,520円につきましては、物価高騰対応重点支援給付金事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

49ページをお願いいたします。

第3目・身体障害者福祉費では、身体障害者福祉訓練等給付事業、心身障害者医療費助成事業、障害者更生医療費給付事業、障害者総合支援センター設置事業、障害者地域生活支援事業等に、第4目・国民年金事務費では、職員人件費や年金事務に要した経費でございます。

51ページをお願いいたします。

第2項・老人福祉費の主な支出は、第1目・老人福祉総務費では、後期高齢者医療特別会計繰出金、老人福祉施設措置事業、介護サービス事業特別会計繰出金、配食サービス事業等に、第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費の繰越明許費773万円につきましては、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は、職員人件費や老人ホーム管理運営事業に要した経費でございます。

53ページをお願いいたします。

第3項・児童福祉費の主な支出は、第1目・児童福祉総務費では、放課後児童クラブ対策事業、子育て支援センター設置事業等、第2目・保育所費では、児童保育事業、私立保育所保育対策事業、保育所保育料減免事業等、第3目・児童措置費では、児童手当等支給事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、55ページをお願いいたします。第4目・母子福祉費では、子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業に要した経費でございます。

続きまして、第4款・衛生費の支出済額は、11億663万7,863円で、主な支出は、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費、地域保健共通事業、第2目・予防費では、予防接種事業、がん検診事業、新型コロナウイルス感染症対策事業等、第1項・保健衛生費、第2目・予防費の繰越明許費55万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

57ページをお願いいたします。

第3目・環境衛生費では、火葬場及び霊柩車管理運営事業、地球温暖化対策事業に要した経費でございます。

第2項・清掃費の主な支出は、第1目・清掃総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費、第2目・塵芥処理費では、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、廃棄物適正処理推進事業、不燃物処理施設管理事業等、59ページをお願いいたします。第3目・し尿処理費は、し尿処理事業に要した経費でございます。

第3項・上水道費では、企業債償還等のための上水道事業繰出金でございます。

続きまして、第5款・農林水産業費の支出済額は、6億1,796万6,692円で、主な支出は、第1項・農業費、第1目・農業委員会費では、職員人件費、農業委員会運営事業、61ページをお願いいたします。第2目・農業総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費、中山間地域総合整備事業、農政総合企画事業等に、第1項・農業費、第2目・農業総務費の繰越明許費270万円につきましては、中山間地域総合整備事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

第5目・農地費では、一般土地改良事業、有害鳥獣対策事業、農地防災事業、同じく繰越分、海岸環境整備事業等に要した経費でございます。

第5目・農地費の繰越明許費4,397万1,000円のうち300万円につきましては、一般土地改良事業に、4,097万1,000円につきましては、農地防災事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

第2項・林業費の主な支出は、第1目・林業総務費では、職員人件費、林業総合企画事業、63ページをお願いいたします。第2目・林業振興費では、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、森林経営管理推進事業等、第3目・林業施設費では、林道改良事業、林道・治山関係事業等、第2項・林業費、第3目・林業施設費の繰越明許費1,615万9,000円につきましては、林道・治山関係事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

第4目・町有林造成費では、職員人件費や町有林造成事業、第4目・町有林造成費の繰越明許費394万5,965円につきましては、町有林造成事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

65ページをお願いいたします。

第5目・分収造林費では、分収造林事業に要した経費でございます。

第3項・水産業費の主な支出は、第1目・水産業総務費では、職員人件費、島勝漁村セン

ター管理事業等、第2目・水産業振興費では、漁業振興対策事業、水産資源増殖事業等、第3目・漁港管理費では、海岸保全施設整備事業、同じく繰越分や漁港管理事業に要した経費でございます。

第3項・水産業費、第3目・漁港管理費の繰越明許費7,982万5,000円につきましては、海岸保全施設整備事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、第6款・商工費の支出済額は、3億6,987万1,194円で、主な支出は、第1項・商工費、第1目・商工総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費、地域生活応援商品券事業等、第1項・商工費、第1目・商工総務費の繰越明許費8,812万6,000円につきましては、地域生活応援商品券事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

67ページをお願いいたします。

第2目・商工業振興費では、中小企業指導育成事業、道の駅マンボウ管理事業等に、第3目・観光費では、森林公園オートキャンプ場管理運営事業、温泉施設管理運営事業、観光振興事業等に要した経費でございます。

69ページをお願いいたします。

第7款・土木費の支出済額は、5億9,542万1,950円で、主な支出は、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費では、職員人件費や道路台帳修正業務委託事業等、第2項・道路橋りょう費の主な支出は、第1目・道路橋りょう総務費では、職員人件費等、第2目・道路橋りょう維持費では、白浦トンネル修繕工事、瀬頭橋橋りょう改修工事、原橋橋りょう改修工事等、第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費の繰越明許費436万1,952円につきましては、町道道路維持補修事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

71ページをお願いいたします。

第3目・道路橋りょう新設改良費では、町道相賀桜町6号線道路整備工事、町道呼崎8号線道路整備工事、町道小山里ノ内線道路舗装工事、町道入江西町線道路舗装工事等に要した経費でございます。

第3項・河川費の主な支出は、第1目・河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業等、第2目・河川施設費では、準用河川宮前川河川改修工事等に、第3目・砂防費では、急傾斜地崩壊対策事業、同じく繰越分に要した経費でございます。

第3項・河川費、第3目・砂防費の繰越明許費1,696万500円につきましては、急傾斜地崩壊対策事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

第4項・港湾費の主な支出は、第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業等、73ペ

ージをお願いいたします。第2目・港湾施設費では、港湾施設整備事業負担金に要した経費でございます。

第5項・都市計画費の主な支出は、第1目・都市計画総務費では、職員人件費等、第2目・公園費では、県営公園整備促進事業、同じく繰越分に要した経費でございます。

第6項・住宅費では、町営住宅管理事業等に要した経費でございます。

続きまして、第8款・消防費の支出済額は、8億750万7,444円で、主な支出は、75ページをお願いいたします。第1項・消防費、第1目・常備消防費では、三重紀北消防組合への負担等等、第2目・非常備消防費では、消防団、消防団員活動事業等、第3目・消防施設費では、消防施設・機械器具整備事業等、第1項・消防費、第3目・消防施設費の繰越明許費150万円につきましては、消防施設・機械器具整備事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

第4目・水防費では、河川海岸水防対策事業、汐ノ津呂排水機場整備事業、第4目・水防費の繰越明許費2億9,974万4,300円のうち385万円につきましては、河川海岸水防対策事業に、2億9,589万4,300円につきましては、汐ノ津呂排水機場整備事業に要する経費を令和6年度へ繰り越すものでございます。

第5目・災害対策費は、防災行政無線管理事業、災害対策事業等に要した経費でございます。

77ページをお願いいたします。

第9款・教育費の支出済額は、9億9,802万5,477円で、主な支出は、第1項・教育総務費、第2目・事務局費では、職員人件費、児童生徒スクールバス運行事業等、第3目・教育振興費では、きほく子育て応援事業等、第4目・奨学費では、奨学金貸与事業に要した経費でございます。

79ページをお願いいたします。

第2項・小学校費の主な支出は、第1項・学校管理費では、小学校8校の管理運営や修繕などに要した経費、第2目・教育振興費では、小学校教育活動振興助成事業、要保護・準要保護児童就学援助事業等に要した経費でございます。

81ページをお願いいたします。

第3項・中学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、中学校4校の管理運営や修繕などに要した経費、第2目・教育振興費では、中学校教育活動振興助成事業、要保護及び準要保護生徒就学援助事業等に要した経費でございます。

第4項・幼稚園費は、職員人件費、幼稚園の管理運営に要した経費でございます。

83ページをお願いいたします。

第5項・社会教育費の主な支出は、第1目・社会教育総務費では、職員人件費、図書館管理運営事業等、第2目・公民館費では、公民館の管理運営事業に、85ページをお願いいたします。第3目・郷土資料館費では、郷土資料館の管理運営に、第4目・文化財調査費では、特別天然記念物カモシカ食害対策事業等に要した経費でございます。

第6項・保健体育費の主な支出は、第1目・保健体育総務費では、スポーツ交流推進事業等、87ページをお願いいたします。第2目・給食施設費では、学校給食管理運営事業等、第3目・体育施設費では、健康増進施設管理事業、体育館管理事業等に要した経費でございます。

第11款の公債費の支出済額は14億3,317万351円で、地方債の元金と利子の償還金でございます。

89ページをお願いいたします。

第14款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額119億597万5,568円に対しまして、支出済額が106億7,484万5,960円、繰越明許費の繰越額が6億5,523万8,537円、その結果、差引不用額は5億7,589万1,071円となりました。

91ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額114億800万6,000円から、歳出総額106億7,484万6,000円を差し引いた歳入歳出差引額は7億3,316万円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源6,945万8,000円を差し引いた6億6,370万2,000円を、実質収支額として令和6年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、財産に関する調書でございます。

前年度に比べまして、増減のあった箇所について、説明をさせていただきます。

93ページをお願いいたします。

1、公有財産の（1）土地及び建物でございます。

土地についての区分欄、公共用財産、学校36㎡の減は、学校用地売却による減、その他の施設1万1,552㎡の増は、農業用施設の寄附等による増でございます。

宅地39㎡及び山林56㎡の増は、避難路用地として寄附採納による増でございます。

続きまして、建物でございます。

建物の木造についての区分欄、公共用財産、公営住宅182㎡の減は、町営住宅船付団地1棟の解体による減でございます。

建物の非木造の区分欄、その他の行政機関、消防施設374㎡の減は、旧海山消防署解体による減、公共用財産、学校1,686㎡の減は、旧島勝小学校解体による減、その他の施設167㎡の減は、海山総合支所倉庫等解体によるものでございます。

(2)の山林の面積、区分欄、所有18万1,156㎡の増は、貸付林返還と寄附採納による増、貸付林18万1,100㎡の減は、貸付林の返還によるものでございます。

立木の推定蓄積量、所有6,434㎡の増は、成長及び貸付林の返還による増と町有林の整備、伐採による減によるもので、分収林2,593㎡の増は、成長による増でございます。

(3)物権、94ページをお願いします。(4)出資による権利の増減はございませんでした。

(5)の出捐金につきましては、公益財団法人三重県緑化推進協会に対する出捐金3万817円の減及び公益財団法人三重県農林水産支援センターに対する出捐金14万5,000円の減によるものでございます。

2の物品でございます。

区分欄、軽自動車1台増は、車両購入による増、小型貨物自動車1台の減は、観光協会貸与車両の廃車によるものでございます。

95ページをお願いいたします。

3の基金でございます。

区分、動産の有価証券2億2,998万8,000円の減額は、証券を売却したことによるものでございます。

預金(一般会計)では、財政調整基金1億4,950万4,000円の減、減債基金3億7,380万2,000円の減、庁舎等改築及び改修基金126万5,000円の減、地域づくり事業基金2,896万5,000円の減、環境衛生施設整備基金10万6,000円の増、地域振興基金5,028万4,000円の増、ふるさと応援基金1,224万8,000円の増、みえ森と緑の県民税市町交付金基金1,865万8,000円の減、森林環境譲与税基金364万3,000円の増、小計では、5億591万3,000円の減となっております。

預金(特別会計)では、国民健康保険財政調整基金920万5,000円の増、指定介護老人福祉施設基金912万3,000円の減、小計では、8万2,000円の増となり、基金全体では7億3,581万

9,000円を減額いたしております。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。

認定第2号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の102ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・国民健康保険料の収入済額は、2億9,328万7,590円、調定額は、3億5,379万8,588円で、徴収率は82.89%、前年度が81.54%で、1.35%の増となり、このうち、現年度分の徴収率は98.30%、滞納繰越分の徴収率は16.40%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は、1万7,600円で、保険料の督促手数料でございます。

第3款・県支出金の収入済額は、13億3,856万8,919円で、保険給付費等交付金でございます。

104ページをお願いいたします。

第5款・繰入金の収入済額は、1億5,690万2,649円で、一般会計からの繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は、3,009万6,401円で、前年度の歳計剰余金でございます。

106ページをお願いいたします。

第7款・諸収入の収入済額は、837万9,205円で、延滞金、一般被保険者返納金でございます。

第8款・国庫支出金の収入済額は、3万9,000円で、国民健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金でございます。

以上、歳入合計では、予算現額18億7,435万9,000円に対する調定額は18億8,780万2,362円、調定額に対する収入済額が18億2,729万1,360円、不納欠損額が938万1,132円、収入未済額が5,112万9,866円となりました。

続きまして、歳出でございます。

108ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は3,823万5,428円で、主な支出は、第1項・総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項・徴収費では、保険料の賦課徴収に要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は12億9,237万1,938円で、主な支出は、一般及び退職被保険者等の療養諸費、110ページをお願いいたします。高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費でございます。

112ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業納付金の支出済額は4億3,499万5,152円で、主な支出は、一般被保険者医療給付費、後期高齢者支援金等でございます。

第5款・保険事業費の支出済額は、2,247万2,110円で、特定健康診査等事業費等でございます。

第6款・基金積立金の支出済額は920万5,000円で、財政調整基金への積立金でございます。
114ページをお願いいたします。

第7款・公債費の支出済額は、ございませんでした。

第8款・諸支出金の支出済額は183万7,575円で、保険給付費等交付金返還金、保険料還付金等でございます。

第9款・予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額18億7,435万9,000円に対しまして、支出済額が17億9,911万7,203円となり、その結果、差引不用額は7,524万1,797円となりました。

116ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額18億2,729万1,000円から歳出総額17億9,911万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は2,817万4,000円となり、これを令和6年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

認定第3号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の123ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の収入済額は1億7,182万828円、調定額は1億7,532万9,732円で、徴収率は97.99%、前年度が97.98%で、0.01%の増となり、このうち現年度分の徴収率は99.51%、滞納繰越分の徴収率は24.02%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は360円で、後期高齢者医療保険料の督促手数料でございます。

第4款・繰入金の収入済額は4億3,203万179円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は4,057万6,764円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は5,732万8,110円で、延滞金、保険料還付金、療養給付費負担金精算金でございます。

125ページの下段をお願いいたします。

以上、歳入合計は、予算現額6億5,097万6,000円に対する調定額は、7億526万5,145円、調定額に対する収入済額が7億175万6,241円、不納欠損額が3,323円、収入未済額は350万5,581円となりました。

続きまして、歳出でございます。

127ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1,106万6,987円で、職員人件費や一般事務費に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は5億9,316万7,145円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は3,705万338円で、保険料還付金、他会計繰出金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額6億5,097万6,000円に対しまして、支出済額が6億4,128万4,470円となり、その結果、差引不用額は969万1,530円となりました。

129ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7億175万6,000円から、歳出総額6億4,128万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額は6,047万2,000円となり、これを令和6年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。

認定第4号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の136ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・サービス収入の収入済額は1億2,825万6,760円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入でございます。

第2款・県支出金の収入済額は46万9,000円で、サービス提供体制確保事業補助金でございます。

第5款・繰入金の収入済額は3,201万2,679円で、指定介護老人福祉施設基金繰入金、一般会計繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は928万1,281円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は123万9,016円で、主な収入は、第3項・利用者負担額補助金では、紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でございます。

138ページをお願いいたします。

歳入合計は、予算現額1億6,542万3,000円、調定額は1億7,129万4,544円、調定額に対する収入済額は1億7,125万8,736円、収入未済額は3万5,808円となりました。

続きまして、歳出でございます。

140ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1億5,609万898円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は227万4,304円で、居宅介護サービス事業に要した経費などでございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

歳出合計は、予算現額1億6,542万3,000円に対しまして、支出済額が1億5,836万5,202円となり、その結果、差引不用額は705万7,798円となりました。

142ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億7,125万9,000円から歳出総額1億5,836万5,000円を差し引いた歳入歳出差引

額は1,289万4,000円となり、これを令和6年度へ繰り越すものでございます。

一般会計及び特別会計3件の決算の概要につきましては以上でございます。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、昼食のため、1時10分まで暫時休憩いたします。

(午後 0時 09分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 10分)

入江康仁議長

続いて、認定第5号について詳細説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、認定第5号 令和5年度紀北町水道事業会計決算の内容をご説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

認定第5号 令和5年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書につきまして、ご説明させていただきます。

決算説明資料も配付させていただいておりますので、併せてご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

紀北町水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1、令和5年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書は、税込み額での記載となっております。

(1) 収益的収入及び支出の収入につきましては、

第1款・水道事業収益の決算額は、3億9,113万6,198円で、予算額に対しまして543万4,802円の減となっております。

第1項・営業収益の決算額は、3億2,495万4,230円で、主なものといたしましては、水道使用料等でございます。

次に、第2項・営業外収益の決算額は、6,533万8,567円で、主なものといたしましては、一般会計からの補助金や長期前受金の戻入等でございます。

次に、第3項・特別利益の決算額は、84万3,401円で、主なものといたしましては、貸倒引当金戻入益でございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は3億6,065万6,800円で、不用額が2,235万3,200円となっております。

次に、第1項・営業費用の決算額は3億3,134万9,846円で、主なものといたしましては、職員の給与費、検針・集金、水質検査などの委託料、施設の動力費、減価償却費等でございます。

次に、第2項・営業外費用の決算額は2,914万9,793円で、主なものといたしましては、企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額でございます。

次に、第3項・特別損失の決算額は15万7,161円で、過年度損益修正損によるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入の決算額は1億3,934万7,663円で、予算額に対しまして2,879万9,337円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は2,459万1,700円で、相賀橋架替工事に伴う仮設工事に係る補償金でございます。

第2項・補助金の決算額は4,165万5,963円で、主なものといたしましては、簡易水道事業債等の償還元金に係る一般会計からの補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は7,310万円で、上水道事業債の借入れとなっております。

支出につきましては、第1款・資本的支出の決算額は2億5,391万5,876円で、不用額につきましては961万124円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は1億4,126万7,060円で、決算書の14ページに200万円以上

の工事の概況を掲載しております。

第2項・企業債償還金の決算額は、1億1,264万8,816円で、内容につきましては、決算書の17ページ下段に、企業債の概況及び24ページから29ページに企業債明細書を掲載しております。

なお、3ページ下段に、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填といたしまして、不足額の1億1,456万8,213円を、当年度分消費税資本的収支調整額723万9,982円と過年度分損益留保資金164万7,303円、当年度分損益勘定留保資金1億568万928円で補填した旨を記載させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

2、令和5年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜額での記載となっております。

それでは、2列目の収益、費用の合計額により、ご説明させていただきます。

1、営業収益の合計額は2億9,543万1,394円、2、営業費用の合計額は3億2,313万9,529円、3、営業外収益の合計額は6,533万8,590円、4、営業外費用の合計額は1,555万7,893円で、これらを差し引きした経常利益は、4列目に記載の額ですが、2,207万2,562円となりました。

5、特別利益につきましては84万3,401円、6、特別損失につきましては、14万5,520円で、当年度純利益につきましては2,277万443円となりました。

前年度繰越利益剰余金が、9,189万7,839円で、これを加えた当年度末処分利益剰余金は、1億1,466万8,282円となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

3、令和5年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましても、税抜額での記載となっております。

まず、資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高が11億6,663万3,344円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、合計額が7ページの2列目にございますが、当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の当年度末残高は3,866万4,795円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、減債積立金は、当年度の変動はなく、当年度末残高は4,643万7,902円となっております。

建設改良積立金の当年度変動額もなく、当年度末残高は1億2,803万8,820円となっております。

ます。

未処分利益剰余金の当年度変動額は2,277万443円で、当年度末残高は1億1,466万8,282円となっております。

利益剰余金の合計といたしましては、2億8,914万5,004円で、当年度末資本の合計は14億9,444万3,143円となりました。

次に、6ページ下段、4、令和5年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第57号 利益の処分案でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

5、令和5年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

これにつきましても、税抜額での記載となっております。

資産の部では、表の右端になりますが、1、固定資産の合計額が34億9,822万9,209円、2、流動資産の合計額が3億730万2,806円で、資産の合計は、38億553万2,015円となっております。

9ページをお願いいたします。

負債の部では、3、固定負債の合計額が11億9,002万4,784円、4、流動負債の合計額が1億1,661万4,027円、5、繰延収益の合計額が10億445万61円で、負債の合計額は23億1,108万8,872円となっております。

資本の部につきましては、6、資本金が11億6,663万3,344円、7、剰余金の合計額が3億2,780万9,799円で、資本の合計は、14億9,444万3,143円となっており、負債と資本の合計額38億553万2,015円は資産の合計額と合致しております。

10ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠等を記載しております。

11ページ以降は、決算附属書類となっております。11ページから17ページは、令和5年度紀北町水道事業報告書でございます。

18ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。

19ページから21ページは収益費用明細書で、税抜きで記載しております。

22、23ページは固定資産明細書でございます。

24ページから29ページは企業債明細書でございます。

以上で令和5年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分にできますので、申し合わせ事項にありますとおり、自分が所属する委員会に付託された案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第7

入江康仁議長

まず、日程第7 議案第50号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第51号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第52号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第53号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第53号の補正予算で、13ページ、漁業振興対策事業135万6,000円、先ほどの説明では、前年度実施できなかったアユの遡上の工事費という説明でしたが、今年度改めて、再び計上

されたんですが、前年度を踏まえて、どのような経過の下でこの計上に至ったのか、詳しい説明をお願いいたします。

そしてもう一点です。15ページの土木費、都市計画事務事業321万円。これについては詳しい説明はなかったので、海山ではなく長島地区にはあるということもお聞きしておりますので、詳しく、どういうものなのか、説明をお願いいたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、銚子川湯口の堰堤の修繕工事につきましてご説明をいたします。

まず、令和5年度なんですけれども、工事を契約しまして、工期につきましては令和5年10月2日から令和6年3月22日までの工事で契約をいたしました。そうしたところ、令和5年11月から令和6年2月におきまして、雨が降った雨天が多く、銚子川の水が堰堤に、工事箇所に入ってしまって、アユの遡上をよくするために玉石をコンクリートで設置するという工事ですので、水があるとどうしてもコンクリートの打設ができなくなりまして、工事を中止したものでございます。

この工事につきましては、銚子川の漁協のほうとも協議をしまして、改めて令和7年度の当初で計画したほうがよいのか、それとも今回の9月補正で予算を要求して施工したほうがよいのかというのをお聞きをしたところ、やはり早めにアユの遡上を助けるための工事を実施していただきたいという要望もございましたので、今回の補正要求をさせていただいております。

また、工事につきましては11月から3月にかけての渇水期におきまして、工事を実施したいと思います。昨年度は雨の影響もあってできませんでしたけれども、工事が契約できた際には、天候も見ながら今年度の完成を目指したいと考えております。

以上です。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

それでは、都市計画基礎調査業務のご説明をさせていただきます。

紀北町では、紀伊長島地区で赤羽地区を除くほとんどの地域が都市計画区域となっております。都市計画基礎調査は都市計画法第6条に基づき、おおむね5年に一度、都市計画に関

する基礎調査の一環として実施するもので、都市計画の策定とその実施を適切に遂行するための調査として位置付けられております。

本業務は、都市計画区域における現況の把握と将来の見通しについて調査を実施し、都市計画に関して必要な事項を定めるための基礎的データを地理空間情報として整備することを目的としておりまして、紀北町は用途地域のない、指定のない都市計画区域ですので、調査する項目のほうは土地の利用状況と公有水面埋立ての状況等を調査することになっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

銚子川のアユの遡上についてのほうからお伺いいたします。

昨年度、雨が多くて工事ができなくて、どこかに聞いたところという説明があったんですけども、どこと協議されたのか、銚子川組合なのか、町民の方なのか、利用者の方なのか、そこら辺が分からなかったのでお聞きします。

そして、場所はどこなのかですね。こういうことは今ある、既存のものをコンクリートにするということなんですけれども、時々こういう工事はやっておられるのかどうか、あまり聞かないなという思いもありますので、2点お伺いします。

そして、都市計画事務事業については詳しく説明があったんですけども、そういうデータはどちらから、町でデータを探すのではなく、どこからデータになるものをいただくのではないかと、県かなと思うんですけども、そのところの詳細をお願いいたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをさせていただきます。

まず、今年度の補正に至った協議をさせていただいたのは、地元の銚子川の漁業協同組合となります。そして、工事の場所ですけれども、キャンプ i n n 海山の少し上流の駐車場の隣のところですね、隣接した部分で、上流から見ましてキャンプ i n n 側の右側になりますので、銚子川の右岸側となります。

そして、こういう魚道の修繕工事というのはよくやっているのかというご質問ですけれど

も、私の知る限りではそれほど頻繁にしておりませんで、現況の水路の状況なんかを見ますと、今回が言ったら大きな修繕の始まりではないのかなとは思いますが。

以上です。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

先ほどのご質問にお答えします。

都市計画での基礎調査、おおむね5年に一度というお話をさせてもらったと思うんですけども、これ、県のほうから通知がありまして実施するという、各都市計画を組んでいる市町へ依頼がありまして調査いたします。データのほうは5年前のデータ等を基に、それを補正していくような状況で、県に報告させていただくことになっております。

以上です。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

銚子川漁業組合とのお話をして決めたということなんですけれども、放流とかというのは銚子川組合の方と町とか一緒に実施しているというのはよくお聞きするんですけれども、こういう工事費についてはどちらがどれだけ持つとか、そういうお話ではなく町が、河川の管理は県なんですけれども、水産振興対策事業ということで、この工事をするに当たって、アユの遡上でアユが増えるということだと思えるんですけれども、銚子川組合との話の中で、時期とかだけでなく工事費のことについてのお話はしなくていいものだったのか、してこうなったのか、最後にそこをお聞きいたします。

もう一件の都市計画事務事業ですね、事業委託料となっておりますので、町内にはないと思うんですけれども、県内のところに委託されるのかどうか。町内ではないと思いますが、そのところ、お願いいたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

この修繕工事の負担につきましては、工事の事業実施主体である本町が全額を負担して工

事をいたします。漁協に対して負担金を求めたりとかというのはしておりません。

以上です。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

事業の委託先というお話だと思います。議員おっしゃるように、町内ではその事業委託の入札申請のほうがされております。こちらのほうは県内の事業者のほうで選定していくことになると考えております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありますか。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

冒頭に町長から行政報告の中で、固定資産の税金の取り過ぎ、10ページの67万9,000円。件数も非常に多いです。令和6年1月1日に課せられるものを昨年度の令和5年度へかけたと。その原因はどこにあったのかということをお尋ねいたします。

それから、先ほど12ページのEV車の80万円、県が40万円出して町が40万円出した。その具体的な金額等をお答えいただきたいと思います。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

瀧本議員の質疑に回答させていただく前に、このたびの固定資産税に関する課税誤りにおきまして、多くの方々にご迷惑をおかけしたことをおわびさせていただきます。

今後は確認作業を今まで以上に行い、再発防止に努めていきたいと思っております。本当に申し訳ございませんでした。

今回の発生した原因につきましては、固定資産税、3年に1回評価替えのほうがございます。令和3年度と、この後令和6年度が評価替えの年になっております。3年に一度評価を見直すわけなんですけれども、土地につきましては例年、毎年1月1日現在の状況を鑑定評価を入れまして、下落修正というものを行っております。令和3年から令和4年、令和4年から令和5年、令和5年から令和6年と1年ずつ下落の修正を行い、土地の算定に当たる基準点の価格自体の修正を行っておりました。

今回につきましても、令和6年度の価格のほうに更新をいたしまして評価替えの準備をしておりましたが、その作業の中で誤った更新をかけてしまい、令和6年度の単価のほうが令和5年度に戻ってしまう処理のほうが行われておりました。確認作業の際にそのことに気づかず、課税のほうをしてしまいましたので、このような事例のほうが発生いたしました。

今後このようなことが起こらないように、課内全体でもう少し確認事項を増やして、多くの目で起こらないように再発防止に努めていきたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

電気自動車の補助金についてご説明させていただきます。

この補助金につきましては、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図ることを目的として、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施しておりますクリーンエネルギービークル補助金対象車両のうち、電気自動車または燃料電池自動車を新規購入する町民及び町内事業者に対しまして、電気自動車で1台当たり10万円、燃料電池自動車で1台当たり40万円を交付させていただくものとなります。

以上です。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

税金のいわゆる取り過ぎの点については分かりました。

この件について町長にお尋ねいたします。このけじめはどう取るんですか。ガバナンスはなっていないと思うんです。

それと先ほど言った電気自動車については、1台で40万円とおっしゃったんですけれども、これ、何台ぐらいを予定しておるんですか。この2点についてのご答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども冒頭におわびをさせていただきました。けじめという形では私が議場でおわびをさせていただいて、町民の皆様、それから議員の皆様にじかにおわびをさせていただいたこ

とが、私のけじめというか、責任の取り方だと思っております。

入江康仁議長

瀧本議員、環境課の答弁は所属が教育民生常任委員会ですので、この答弁でちょっと打ち切らせてもらっていいですか。それではこれだけ答えてもらって。

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

すみません。対象としています自動車の台数につきましては、電気自動車で4台、燃料電池自動車で1台を想定しております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

第一セクターが間違いを起こすと、第二セクターの方はそれを戻してもらうのにこれだけ資料がいるんですね。申請主義だから。100円戻すのにこれだけの資料を出して、これ、餅より粉にいく。餅をつくの粉のほうが増えてくる。よく昔の人がおっしゃっていました。だから戻し方ももうちょっと簡便的にやるべきだし、町長が謝っただけで済む問題ではない、これは。やはり自分も身を切る改革をしなければあかん。何でもかんでもすみませんでした、謝った。それが私は、やはり町民の方は納得しないと思う。

まして、100円を戻すのにこれだけ資料がある。この中に、これ、書類を入れてきているんだ。4つ入っているんですよ。それで戻してくださいと。この封筒を紀北町役場へ、税務課へ出すわけですよ。その中に入れるのは、その戻してくださいというのは1通ですけども、納税者に届いたのは4通届いているわけですね。これに対する費用は、この67万9,000円の中にこの費用は入っていないと思うんです。

それともう一点は、一応戻すことになった場合に、これが決まれば、これ、160何万円は計上していないと思うんです。そうすると12月の予算で上げてくるのかどうか。予算で上げんとするのかどうかということのご答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

瀧本議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回補正予算のほうに計上させていただいております67万9,000円の内訳でございますが、

通信運搬費55万8,000円につきましては、先ほど議員もおっしゃいました更正通知のほうを送る郵送代と口座等の情報を返送していただく返信分の郵送料のほうになります。あと手数料12万1,000円につきましては、10月以降に銀行からの振込、還付の際の振込手数料のほうがかかりますので、その金額のほうを計上させていただいております。

お戻しする金額のほうにつきましては歳入予算のほうになります。令和6年度の当初予算算定時に、もう下落を見越して予算のほうを計上しておりましたので、歳入予算のほうは本来の額のほうで計上いたしております。

以上でございます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。基本的にペーパーも多いんですが、より丁寧な説明をするべきであり、より丁寧な対応をすべきだということで、そういったペーパーが多くなってしまいました。これもおわびいたします。

入江康仁議長

次に質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第54号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第55号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第56号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第57号 令和5年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 認定第1号 令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず、歳入全般について質疑を行います。

歳出については、37ページの1款・議会費から、70ページの6款・商工費までと、69ページの7款・土木費から、95ページの財産に関する調書まで、3分割で質疑を行います。

それでは、13ページから36ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出、37ページの1款・議会費から、70ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、69ページの7款・土木費から、95ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで認定第1号についての質疑を終了します。

10番 瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

この認定について、監査委員の意見書は出てるんですね。これについて質疑することはできますか。

入江康仁議長

はい、いいです。

10番 瀧本攻議員

私、22年に当選させていただいて、12回ほどいろいろな所見を聞いておるんですけども、ほとんど同じ所見ですね。この中にあって、紀北町第2次総合計画に基づき積極的かつ計画的——積極的と言っているんです。自主財源の確保だと。それが執行部において一般質問でもそうだけれども、こつこつとやる。全然積極的ではないんですね。ということは、町長と副町長と監査委員と、こういうことについて話されないんですか。話して、今年の決算はこうだったと、ここがこうだったと、会社で言ったら役員会だね。そういうものはないんですか。それに対するご答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

決算については、報告はいただいております。そういう中で、日々こういった決算を糧にしながら来年度の予算、そういったものにも反映していくように努力をしておりますし、自主財源といっても、紀北町、なかなか確保することが難しいので、ふるさと納税ですね、このところへも力を入れていこうということで頑張っているところでございまして、日常的

な話の中でこういった決算についての所見をお互いに共有しているというところでございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

失礼ですけれども、町長、積極的というのはふるさと納税ではなくて、ほかもあるわけです。そういうアイデアが出てこないんですか。このままではじり貧ですね。だから、ここが一番いわゆる決算のときは大事なんです。次年度をどうしていくかと。だから、3月の定例会でも、私も質問したときには、私ほどずっとやれないと。こつこつとやっていくと。だけれども、この監査委員の所見は積極的です。その辺の違いがありますね。その辺がいわゆる、この紀北町が衰退の一途をたどっておる原因ではないんですか。私はそう思いますけれども。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こつこつとやっていくというのは、一般質問だったか何かのとき答えておりますが、なかなか財源的に大きな事業をして求めていく、企業を誘致してやっていくというのは大変難しいので、性格的にこつこつとやっていくというような表現ではなかったかなと記憶いたしております。

そういうことからすると、監査委員のご意見は積極的というご意見でございます。それが、その積極的が、例えば経費の削減とかいろいろな補助金を取りに行くとか、いろいろな形での積極的なやり方という考え方もできるのではないかと思います。そういった努力はいたしておりますが、以前のおきも答弁させていただいたように、なかなか紀北町においてそういった企業誘致等に関するようなことが大変難しいということで、たしかこつこつという、性格的なということで、答弁させていただいたような記憶がございます。よろしくお願いします。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

今、企業誘致という言葉が出ましたけれども、それも一つの方法だと思う。そういうこと

も過去にされたことはあるんですか。それで企業誘致がなかったと。そういう努力は執行部に全然私はないと思うんです。その点についてはどうですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

企業誘致につきましては、これもどなたかの一般質問には答えたと思うんですが、大変難しい問題でございます。土地の問題とか労働力の問題、そういったものもいろいろありますし、企業のほうからも特に大きな問合せというのもございません。そして我々も北勢のほうへいろいろ行きます。多気とかそういったところにも大きな工業団地とか都市がございます。そういったものを考えると、なかなか難しいのではないかというような表現も以前させていただいたように思います。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

日程第16

入江康仁議長

それでは、次に、日程第16 認定第2号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 認定第3号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 認定第4号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 認定第5号 令和5年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題と

いたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了いたします。

日程第20及び日程第21

入江康仁議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第20及び日程第21の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることといたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきましてご説明を申し上げます。

報告第6号 令和5年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第7号 令和5年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方

公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、それぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第6号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、報告第6号について説明させていただきます。

議案書の22ページをお願いします。

報告第6号 令和5年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、健全化法第3条第1項の「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行う」とする規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとなっております。

23ページをご覧ください。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計が全て黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては7.5%で、前年度の7.2%と比べ0.3ポイント増加しておりますが、参考に記載しております早期健全化基準の25%と比べ、低い数値となっております。

主な要因といたしましては、元利償還金の増加によるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、18.1%で、前年度の14.4%と比べまして3.7ポイント増加しております。

参考に記載しております、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

主な要因といたしましては、将来負担額は減少しているものの、それに対する充当可能財源が減少していることによるものでございます。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準を上回るものではなく、財政の健全性は確保されたものとなっております。

なお、24ページ、25ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、報告第7号についての内容説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、報告第7号 令和5年度公営企業に係る資金不足比率の報告について、ご説明させていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

報告第7号 令和5年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和6年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

27ページをお願いいたします。

令和5年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、比率の欄に数値が入っていないことから、水道事業会計におきましては、資金不足は発生しておりません。

28ページからは監査委員の意見書をつけさせていただいております。

以上で報告第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

日程第20

入江康仁議長

まず、日程第20 報告第6号 令和5年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 報告第7号 令和5年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで2件の報告案件についての質疑は終了し、聞きおくことといたします。

以上で今回提案されました事件についての質疑は全て終了いたしました。

入江康仁議長

ここで決算特別委員会設置の追加議案を提出するため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 2時 04分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 05分)

日程の追加

入江康仁議長

お諮りします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件を日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

入江康仁議長

追加日程第1 発議第1号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会

委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行い、また、審査期限については、審査が終了するまで閉会中も、なお、審査を行うことにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査に当たっては、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行い、また、審査期限については、審査が終了するまで閉会中も、なお、審査を行うことに決定いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第8条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、1番 脇昭博議員、2番 宮地忍議員、3番 岡村哲雄議員、5番 原隆伸議員、9番 太田哲生議員、11番 近澤チヅル議員の6人を指名いたします。
これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員が決定しましたので、紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うこととなります。

また、委員長が決定いたしましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

入江康仁議長

それでは、決算特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

(午後 2時 09分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 15分)

入江康仁議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員会委員長に11番 近澤チヅル議員、副委員長に1番 脇昭博議員が就任されました。決算審査に当たっては、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩といたします。

(午後 2時 15分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 17分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りいたします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

入江康仁議長

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、付託案件の審査については、総務産業常任委員会が4日水曜日、教育民生常任委員会が5日木曜日の開催ということであります。

開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催となります。

委員会の運営については、各委員長において取り計らいいただきますよう、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時 18分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 1 月 22 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 瀧本 攻